

大規模施設への営業時間の短縮要請について

1 対象区域

15市町

(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、美濃加茂市、可児市、御嵩町、多治見市、中津川市)

2 要請内容

特措法施行令第11条第1項に規定する施設のうち、**建築物の合計床面積が千平方メートルを超える大規模な集客施設等**(ショッピングセンター、百貨店等)に対して、20時までの営業時間の短縮を要請(映画館等、イベント関連施設等は21時まで)。

※生活必需物資・生活必需サービスを除く。

3 要請期間

令和3年8月20日（金）～9月12日（日）【24日間】

4 対象施設

施設の種類	施設例	要請等内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	・1,000 m ² を超える施設について、20時までの営業時間短縮(映画館は21時まで) (イベントの場合は21時まで) 【特措法第24条第9項】
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	※1,000 m ² 以下の施設については上記時短の働きかけ
ホテル等 (集会の用に供する部分に限る)	ホテル、旅館	・施設内外に混雑が生じることがないよう入場整理の徹底
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、テニス場、バッティング練習場、柔剣道場、弓道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ、テーマパーク、遊園地 等	・入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて周知
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	・酒類提供を行わないことの働きかけ(利用者による持ち込みを含む)
遊技場	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	・業種別ガイドラインの遵守徹底
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 等	【特措法第24条第9項】
物品販売業を営む店舗 (生活必需物資を除く)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
サービス業を営む店舗 (生活必需サービスを除く)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	

5 協力金

営業時間短縮要請に応じて営業時間の短縮を実施した大規模施設の運営事業者及びテナント・出店者に対して協力金を支給。※詳細は後日発表

まん延防止等重点措置の公示に伴い、

以下の時短の働きかけについては、期限を8月19日（木）までに変更します。

対象区域：上記同様15市町

要請内容：特措法施行令第11条第1項に規定する施設のうち、建築物の合計床面積が千平方メートルを超える大規模な集客施設等（ショッピングセンター、百貨店等）に対して、20時までの営業時間の短縮の協力を依頼（映画館等、イベント関連施設等は21時までの時短の協力依頼）。

要請期間：令和3年8月17日（火）～8月31日（火）【15日間】

対象施設：上記同様の施設に対し、1,000m²を超える施設について、上記同様の働きかけ